

羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

平成29年3月号 vol.29

今年も確定申告の時期が到来。只今、その真っ最中に、この通信を書いています。この時期になると、走行距離は激減し、せっかく夏場から秋に鍛えた筋力も衰え、走れないことのストレスも溜まってきます(T.T)

それでも、深夜遅く、大濠公園に出かけ気休めに走るのですが、いつもなら必ず仲間が公園にいてお喋りができるのに、黙々と走らなければならないのが寂しいですね。割り切って、走る時間を自分と向き合い瞑想する時間に充てています(笑)

さあ、もうすぐ春です！！



”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識

今回は、預貯金を巡る遺産分割のお話し。
昨年12月に、最高裁でこれまでの判例を覆す注目すべき決定が下されました。
今後の遺産分割に様々な影響が出てくることが予想されます。

”預貯金も遺産分割の対象となるという最高裁判決が下されました”

私自身、この業界に入る前は知らなかったのですが、従来は預貯金は遺産分割の対象外とされていました。つまり、預貯金は相続開始と同時に、相続分に応じて各共同相続人が取得するものという解釈でした。(実務上は、相続人間での合意を前提に、遺産分割がされていました。)

今回の最高裁の判決は、「預貯金が、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となる」というものです。

今後、様々な影響が出てくることが想定されますが、その中の一つが、相続開始後に急な資金が必要となった際に、遺産分割のお話し合いが済まないで預貯金を銀行から払い戻すことができないという問題が生じてきます(これまでも、簡単には払い戻しができないという実態はありましたが、訴訟提起などで払い戻しは可能でした)。

受取人を相続人とする生命保険に加入しておくなどといった対策が必要になってくるでしょう。

「今月の本の紹介」

「生産性」
(伊賀 泰代 著・ダイヤモンド社)

最近よく話題になる長時間労働の問題がありますが、リーダーとして取り組むべき課題は、労働時間の管理以上に、職場の生産性向上なのだと思います。

そういう私自身も増え続ける仕事のご依頼に対し、労働投入量を増やし、プライベートな時間も浸食される日々(笑)。

仕事の生産性を上げ、目の前の仕事だけでなく、今後の成長や新しいチャレンジも、平日の時間内でやりきれようになる...なかなか程遠いが、意識だけは変えていかないとならないと、この本を読んで感じました

「旬のレシピ」

<ごま豆乳の豚しゃぶ>

- ・豚薄切り肉 200g
- ・白菜 1/4株 → ざく切り
- ・エリンギ 2本 → 縦に裂く
- ・みそ 大4、白すりごま 大4 (A)
- ・豆乳 2カップ、水 2カップ (B)

- ①鍋に(A)を入れ、よく混ぜる。
- ②(B)を少しずつ注ぎのぼす。
- ③火にかけて煮立ったらエリンギを入れ、その後、肉・白菜を入れる。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号 羽田博樹税理士事務所